

○船員法施行規則の一部改正及びこれに伴う船舶備付け要指示医薬品の取扱いについて
(昭和四一年五月一三日)
(薬発第二九六号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

昭和四一年四月六日運輸省令第一九号をもつて船員法施行規則(昭和二二年運輸省令第二三号)の一部が別添Ⅰのとおり改正され、同年七月一日から施行されることとなつたが、この改正を機に、医師の乗り組まない船舶に備え付けるべきことを義務づけられた要指示医薬品の購入については、船長が所定の証明書を発給することとするにより薬事法(昭和三五年法律第一四五号)第四九条の規定との調和を図ることとしたので、その経緯、取扱方針等に関する左記の事項を御了知のうえ、貴管下の関係業者に対し周知させられたい。

なお、本件については、船主団体に対し運輸省船員局長から別途通知されている。

記

1 船員法施行規則の改正の要旨

この改正は、国際労働機関の勧告に基づき、船舶に備え付けるべき医薬品その他の衛生用品を整備するために行なわれたもので、その内容は、船舶に備え付けるべき医薬品等の品目及び数量を船舶の種別ごとに定め、この備付けを船舶所有者に義務づけるものであること。

2 船舶備付け要指示医薬品の購入方法

この改正においては、医師の乗り組まない船員法施行規則第五三条第一項第二号及び第三号に定める船舶にも要指示医薬品の一部のものが備え付けられることとされているので、その購入に関し薬事法第四九条の規定との調和を図る必要があるが、この点については、次の事情を考慮し、当該船舶の船長の発給する別記様式の証明書(以下「船長証明書」という。)の提出があつたときは、当該船長証明書に記載された品目及び数量の要指示医薬品について医師から指示を受けた者として取り扱うこととしたこと。

(1) 前記の船舶については、前記の勧告において要指示医薬品の一部のものが船医の有無にかかわらず船舶に備え付けるべき最少限の医薬品であるとされていること及びその航海期間、航行区域等を考慮するとき、要指示医薬品の一部のものを備え付けておく必要があること。

(2) 船舶に備え付けるべき医薬品等の品目及び数量を定める船員法施行規則第三号表ないし第五号表の二が、船員中央労働委員会において医師の参画のもとに作成されたものであり、同規則第四号表及び第五号表に定めた要指示医薬品の購入については、いわば包括的に医師の指示がなされていると目されること。

(3) 船長には、船員法(昭和二二年法律第一〇〇号)によつて公法的な職務権限が付与されているので、船長の証明によつて、前記の要指示医薬品購入についての医師の包括的指示が個々の場合に薬局又は医薬品販売業者に対して顕現されると目されること。

3 船舶備付け要指示医薬品の販売等にあつての留意事項

(1) 船長証明書による要指示医薬品の購入は、前記の経緯及び理由から、特定の船舶に備え付けられる特定の品目及び数量の要指示医薬品についてのみ特別に認められるものであるから、その他の要指示医薬品についてこれに類する購入方法がとられることのないよう、また、船長証明書の提出を受けて要指示医薬品を販売又は授与するにあつても、当該船長証明書に記載された船舶、要指示医薬品の品目及び数量等についてその適合性を確認するなどして、要指示医薬品に対する販売規制の趣旨が没却されるようなことがないように十分に注意されたいこと。

(2) 船舶備付け要指示医薬品を販売又は授与した場合における薬事法第四九条第二項の帳簿の記載については、薬事法施行規則(昭和三六年厚生省令第一号)第五三条第四号に掲げる事項として船長の氏名並びに船舶所有者の氏名又は名称及び住所を、同規則同条第五号に掲げる事項として船舶の名称をそれぞれ記載されたいこと。

(3) 船長証明書は、当該船長証明書に記載された要指示医薬品の譲渡について記載した前記帳簿とともに保存されたいこと。

4 その他

船員法施行規則第五三条第一項第三号に規定する運輸大臣の指定する船舶が、昭和四一年四月二〇日運輸省告示第一一三号をもつて別添Ⅱのとおり指定されたこと。

別添Ⅰ・Ⅱ 略

別記様式

要指示医薬品購入関係証明書

船舶所有者の住所

及び氏名又は名称			
船長の氏名			
船舶の種類、名称及び総トン数			
航行区域又は従業制限			
乗組船員数			
航海期間			
適用衛生用品表の種別			
品名	備付数量	現在数量	購入必要数量
上記のとおり相違ない事を証明する。			
年 月 日			
船長氏名			(印)